

神奈川県衛生研究所 学術講演会

食品用器具・容器包装の規格基準の改正について

器具・容器包装は食品供給において必要不可欠であり、食品の衛生を確保するためには、食品や添加物の衛生に注意を払うとともに、それらに接触する器具及び容器包装の衛生についても注意を払うことが重要である。しかしながら、製品の多様化、組成・構造の複雑化、輸入品の増加などの理由から、すべての製品に対して法規制や業界団体の自主規制によって安全性を確保又は保証することが困難な状況となってきた。

このような状況の中、平成 30 年 6 月の改正食品衛生法の公布により、令和 2 年 6 月より食品用器具・容器包装の材質である合成樹脂について、ポジティブリスト (PL) 制度が導入された。この PL 制度は、18 条第 3 項による PL、52 条による製造管理、53 条による情報伝達からなるが、このうち、PL については大幅な改編が行われ、製造管理については施行規則の製造管理基準の一部が改正された。この改正は令和 7 年 6 月より適用される。さらに、PL 制度の導入に伴い、器具・容器包装の規格基準の改正が予定されており、用途別規格の整理、総溶出物規格の追加、溶出試験における一部の浸出用液 (食品擬似溶媒) の変更、機器分析による試験法の通知化などが行われる。

講 師

国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部第三室 室長 六鹿元雄 先生

日 時

令和 6 年 7 月 2 日 (火) 14:30~16:30

会 場

神奈川県衛生研究所 6 階 大会議室 (神奈川県茅ヶ崎市下町屋 1 - 3 - 1)

J R 茅ヶ崎駅北口下車 神奈川中央交通バス (浜見平団地行: 町屋下車 8 分)

(平塚駅北口行: 今宿下車 5 分)



*** 申込不要・参加自由です ***



〈問合せ先〉

神奈川県衛生研究所
企画情報部 衛生情報課
TEL 0467-83-4400